

# 延岡市フリースクール等民間施設との連携に関するガイドライン

令和 7 年 4 月  
延岡市教育委員会

## I 策定の趣旨

令和元年 10 月 25 日の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、不登校児童生徒への支援について、社会的に自立することを目指すものであること、その実現に向けては、フリースクール等の民間施設（以下、「フリースクール等」という。）における支援や自宅での ICT 等を活用した学習の成果に基づいて、指導要録上出席扱いとすることができる等の新たな考え方が示された。

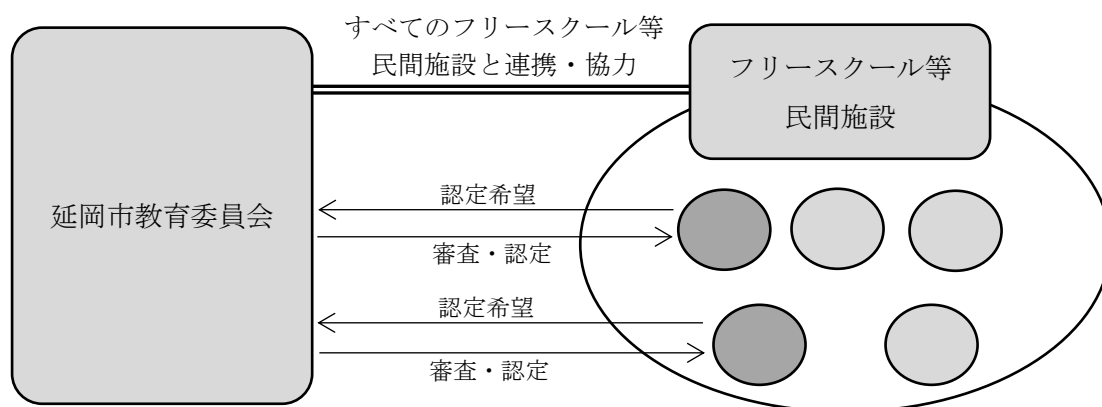
令和 5 年 3 月には、文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）が発表され、児童生徒一人一人に応じた多様な支援の必要性和、学びたいと思った時に学べる環境を整えることの重要性が示された。

これまで、延岡市では、不登校児童生徒が自分に合った学びの場を選択できるよう、教育支援センター「アウトリーチ・オアシス教室」（サテライト教室含む）や ICT を活用したオンライン学習支援「のべおかつながるオンライン」、学びの多様化学校分教室「熊野江教室」を整備するとともに、令和 7 年度には、校内教育支援センターのモデル校を指定することとしている。

一方で、不登校児童生徒の中には、フリースクール等で支援を受けている者も一定数存在していることから、延岡市教育委員会では、本市の公立学校に通う児童生徒が利用するすべてのフリースクール等との連携・協力体制を構築し、意見交換や情報共有等を随時行っていくこととする。

このうち、フリースクール等からの申請があり、教育委員会が認定要件を満たすと判断したフリースクール等については、その情報を市ホームページに掲載するとともに、校長の判断において指導要録上の出席扱いとすることができることとする。「延岡市フリースクール等民間施設の連携に関するガイドライン」は、その要件や認定手続きを定めたものである。

なお、このガイドラインは、個々のフリースクール等についてその適否を評価するという趣旨のものではない。また、フリースクール等は設置の趣旨や規模、活動内容等が様々であり、要件のすべてを一律に示すことは困難であること、不登校児童生徒を取り巻く環境は刻々と変化していくものであることから、本ガイドラインは必要に応じて柔軟に見直しを行っていくこととする。



- ・ 認定希望のあるフリースクール等を認定要件に照らして審査
- ・ 認定したフリースクール等は、市ホームページに掲載、校長判断で出席扱い可能

## Ⅱ 教育委員会が認定する要件

### 1 実施主体

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 法人、個人を問わず、児童生徒への支援等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (3) 著しく営利本位でなく、入会金、利用料等が明確にされていること。
- (4) 児童生徒や保護者等がフリースクール等を選択する際の参考となるよう、活動内容や支援内容、開設日・開設時間、スタッフ等の情報が広く公開されていること。

### 2 施設及び設備

- (1) 活動の拠点や責任者の所在、及び連絡先が明らかにされていること。
- (2) 学習や相談等、様々な活動を行うために必要な設備を有しており、保健衛生面、安全面及び管理面からも適切であると認められること。

### 3 組織及び体制

- (1) 週 1 回以上開設しており、1 年以上の活動実績があること。
- (2) 義務教育年齢の児童生徒が複数名利用していること。ただし、義務教育年齢以外の者が利用していることは妨げない。
- (3) 児童生徒の支援に関して、深い理解と知識又は経験を有するスタッフが配置されていること。
- (4) 利用児童生徒数に対して、適切な人員のスタッフが配置されていること。

### 4 児童生徒への支援等の在り方

#### (1) 学習支援

- ア 各教科等の学習指導要領の目標及び内容に沿った学習を行っていること。なお、体験活動については、各教科等の内容と関連性を意識したものであること。
- イ 当該児童生徒が在籍する学校の各教科等の年間指導計画等を参考にし、個々の状況に応じた支援計画に基づいた学習支援が行われていること。また、必要に応じて、個々の状況に応じて支援計画の見直しが図られていること。
- ウ 児童生徒の学習支援や進路に係る状況等について、保護者等に対して適切に情報提供がなされていること。

#### (2) 支援の在り方

- ア 児童生徒の生命、健康及び人格を尊重した温かみのある支援が行われていること。
- イ 学校との連携及び児童生徒や保護者等との相談を実施するなど、対象児童生徒の状況の把握等を適切に行う協力体制が構築されており、かつ支援内容・方法、相談手法及び内容・方法、支援の体制があらかじめ明示されていること。
- ウ 体罰やセクシュアルハラスメントなどの不適切な支援や人権侵害行為が行われていないこと。
- エ 施設内はもとより、施設外での活動を行う場合にも、災害や防犯に関する訓練が実施されているなど、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。

## 5 学校・教育委員会及び家庭との連携

### (1) 学校・教育委員会との連携

ア 次に掲げる事項について、利用児童生徒のプライバシーに配慮の上、フリースクール等から学校及び教育委員会に対して月に1回の状況報告が行われていること。なお、フリースクール等における児童生徒の情報を学校等に提供することについて、児童生徒や保護者等に予め説明し承諾を得ること。

(ア) 入退所、入退会の情報

(イ) 利用状況や学習その他の活動の状況

(ウ) 支援経過

(エ) その他必要な情報

イ 学校・教育委員会とフリースクール等が、児童生徒や保護者等を支援するために必要な情報交換等を定期的に行うなど、学校・教育委員会との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

### (2) 家庭との連携

保護者等へ定期的に連絡し、児童生徒の支援経過等を共有するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

## Ⅲ 認定の手続き

### 1 認定までの流れ

(1) 認定を受けようとするフリースクール等の代表者は、「認定申請書」(様式1)及び「認定内容申告書」(様式2)を教育委員会学校教育課へ提出する。

(2) 教育委員会は、提出書類及び必要に応じて聴き取りや訪問を行い、認定審査を行う。

(3) 教育委員会は、審査の結果、認定となったフリースクール等に対して「認定通知書」(様式3)により通知するとともに、市ホームページに「教育委員会と連携しているフリースクール等民間施設」として掲載する。なお、審査の結果、要件を満たさないと判断したフリースクール等に対して、教育委員会は、必要に応じて、要件を満たすよう助言する。

### 2 認定の期間

認定の期間は認定の日から3年間とし、継続を希望する場合は、新たに申請することとする。

### 3 認定内容の変更

認定となった内容に変更が生じた場合、フリースクール等の代表者は、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

### 4 認定の取下げ

認定期間中に認定を取り下げる場合、フリースクール等の代表者は、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

## 5 認定の取消し

認定後、要件を満たさない状況を把握したとき、教育委員会は当該フリースクール等に対して認定を取り消すことができる。その際、教育委員会は、必要に応じて、要件を満たすよう助言・指導を行う。

# IV 指導要録上の出席扱いと学習成果の成績評価

## 1 出席扱いの要件

不登校児童生徒がフリースクール等において支援を受けるとき、次の要件を満たすとともに、当該施設における支援が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かに関わらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別支援等の適切な支援を実施していると評価できる場合、在籍校の校長は、指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) フリースクール等が、このガイドラインの掲げる要件を満たしていること。
- (2) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (3) 我が国の義務教育制度を前提としつつ、フリースクール等における支援が個々の児童生徒にとって適切であると判断できること。なお、校長が出席扱いの判断をする際は、フリースクール等から提出される状況報告のほか、参観や電話連絡等により、個々の児童生徒の利用及び活動状況を必ず確認すること。

## 2 出席扱いの判断

- (1) 学校は、教育委員会が連携しているフリースクール等を利用している児童生徒がいる場合、出席扱いについての児童生徒本人及び保護者等の意向を確認する。
- (2) 学校は、当該児童生徒及び保護者等に対して、フリースクール等の利用状況等を確認する。
- (3) 学校は、フリースクール等から提出される状況報告を確認するとともに、必要に応じてフリースクール等のスタッフとの面談や参観を行う。
- (4) 学校は、(2)、(3)で得た情報をもとに出席扱いの判断を行い、その結果を、当該児童生徒及び保護者等に伝える。
- (5) 学校は、出席扱いとした場合、「生徒指導状況報告」にて教育委員会へ報告する。

## 3 指導要録への記載

指導要録への記載に当たっては、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が利用したフリースクール等の名称を記入すること。

## 4 学習成果の成績評価

児童生徒の努力を積極的に評価し、支援することは重要であり、学習成果の成績評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表等により当該児童生徒及び保護者等に伝えたりすることは、当該児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で大きな意義がある。このため、成績評価を行うに当たっては、以下の要件の下、学校の判断で学習成果を考慮することができることとする。

- (1) フリースクール等における学習の計画・内容が、在籍校の教育課程に照らして適切であると認められること。
- (2) 学校と家庭、フリースクール等との間に十分な連携協力関係が保たれているとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的かつ継続的に把握していること。
- (3) 学校が、訪問による対面指導等により、当該児童生徒の学習活動の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、当該児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

## V 参考

- 「不登校児童生徒の支援の在り方について（通知）」

文部科学省初等中等教育局長 令和元年10月25日

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」

文部科学省 令和5年3月31日

- 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」

文部科学省初等中等教育局長 令和6年8月29日